

6 その他

6-1 障害者控除対象者認定書の交付

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳等を有していない高齢者、または指定機関による知的障がい者の判定を受けていない高齢者および、障害者手帳等では判定できない状態である高齢者が、介護保険の要介護または要支援の認定を受けており、障がいの程度が各種手帳と同程度とみなされる場合、所得税法及び地方税法上の障害者控除を受けることができます。

●**対象者** 市内に住所を有する65歳以上の人

●**お問い合わせ** 高齢福祉課、各総合支所市民福祉課（福祉課）

6-2 消費者被害に関する相談

津市消費生活センターでは、津市に在住、在勤、在学の消費者を対象に資格を持った相談員が消費生活に関する相談に応じます。どんな解決方法があるかを一緒に考え、どう交渉したらよいかを助言する身近な相談窓口ですので、万一、悪質商法や商品事故など消費者トラブルに遭ったときには、一人で悩まず、津市消費生活センターに相談しましょう。

●**相談日時** 月曜日～金曜日（祝・休日、年末年始を除く）

9：00～12：00、13：00～16：00

●**場 所** 市本庁舎3階 市民交流課内

●**お問い合わせ** 津市消費生活センター TEL：229-3313

6-3 選挙での投票方法について（不在者投票制度等）

都道府県選挙管理委員会が指定した病院や老人ホーム等の施設に入院、入所している方が投票日に投票所へ行けない場合、投票日の前日までにその病院等において投票することができます。

また、病院等に入院、入所していなくても要介護5と認定された方や身体障害者手帳か戦傷病者手帳を持っており、その障がいの程度が定められた要件に該当する方で投票所に行けない場合は、郵便による投票をすることができます。

※ 郵便による投票をするためには、事前に申請などの手続が必要です。

●**お問い合わせ** 市選挙管理委員会 TEL：229-3236